

産業建設常任委員会

平成29年9月19日（火）

産 業 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 平成29年第3回定例会
招集日時 平成29年9月19日(火) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委 員 長 市 川 圭 一
副 委 員 長 利根川 英 雄
委 員 黒 木 のぶ子
" 秋 山 泉
" 池 辺 己実夫
" 長 田 麻 美
" 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員
市 長 根 本 洋 治
副 市 長 滝 本 昌 司
環境経済部長 山 岡 康 秀
建設部長 八 島 敏
環境経済部次長 梶 由紀夫
環境政策課長 中 野 祐 則
廃棄物対策課長 栗 山 裕 一
農業政策課長 神 戸 千 夏
商工観光課長 大 里 明 子
建設部次長 岡 野 稔
建設部次長 藤 田 聡
建設部次長 長谷川 啓 一
都市計画課長 山 岡 孝
空家対策課長 柴 田 賢 治
建築住宅課長 榎 本 友 好
道路整備課長 藤 木 光 二
下水道課長 野 島 正 弘
農業委員会事務局長 結 速 武 史

議会議務局出席者

書	記	風	間	正	志
書	記	飯	田	晴	男

平成29年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 54号 | 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 55号 | 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 56号 | 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 58号 | 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 59号 | 土地取得について |
| 議案第 60号 | 工事請負契約の締結について |
| 決議案第 3号 | 駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について |

午前10時00分開会

○市川委員長 それでは、定刻前ですが全員そろっておりますので、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

順番が逆になりました、皆さん、おはようございます。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、環境経済部長、建設部長、環境経済部次長、環境政策課長、廃棄物対策課長、農業政策課長、商工観光課長、建設部次長として岡野次長、藤田次長、長谷川次長、都市計画課長、空家対策課長、建築住宅課長、道路整備課長、下水道課長、農業委員会事務局長であります。

書記として風間君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 54号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第 55号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 56号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 58号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 59号 土地取得について

議案第 60号 工事請負契約の締結について

決議案第 3号 駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について

以上7件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第54号牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第54号について、提案者の説明を求めます。商工観光課長。

○大里商工観光課長 おはようございます。商工観光課、大里です。よろしく願いいたします。

議案第54号牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

この条例は、市内に工場などを新設または増設した企業に対し、固定資産税及び都市計画税相当額を3年間奨励金として交付する制度を定めた条例でございます。

改正の概要ですが、本条例の有効期限が本年9月30日をもって満了となることから、平成34年9月30日まで5年間延長するものでございます。また、奨励金の交付を受ける企業の条件を示す文言が曖昧であるため改正するものでございます。

改正の理由でございますが、平成24年9月議会におきまして本条例を5年間延長して以降、延べ10社の企業が工場を初め倉庫や事務所等を新設または増設し、あわせて200億円を超える設備投資が行われております。今後につきましても、引き続き工場等の増設など、設備投資を

促進するため、本条例の有効期間を5年間延長するものです。

また、第3条の改正につきましては、裏面の新旧対照表をごらんいただきたいのですが、この条例を平成17年に全改正した当初から建物取得の費用が5,000万円以上であることが条件でございましたが、現行条例の文言が費用の総額が5,000万円以上となっているため、例えば償却資産が4,000万円、建物が1,000万円の場合でも対象であると読めてしまうため、明確な文言に改正するものでございます。以上でございます。

○市川委員長 これより、議案第54号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。黒木委員。

○黒木委員 改めましておはようございます。

質疑のときも、今まで、今までというか、28年度ですか、法人税が6,100万円が牛久市に入ったというようなことなんですけれども、たしか法人税が国のほうで何%になったのかな、かなり安くなったと思うんですけれども、それとの整合性についてはどういうふうになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 黒木委員の御質問にお答えをいたします。

ただ、法人税そのものについては、ちょっと私もきょうはお答えはできないんですけれども、今委員さんのほうで28年度6,100万円という数字をおっしゃっていただいたんですが、それらにつきましては、議案質疑のときにも山岡部長のほうで答弁をさせていただいたんですが、28年度の奥原工業団地、桂工業団地の法人税合わせますと8億4,326万2,200円で、5年前、平成23年度ですね、こちらが7億8,217万7,200円ということで、その差が6,100万円ということでございます。この5年間で二つの工業団地に進出している企業から納めていただいた法人税、固定資産税、都市計画税、合わせて6,100万円がアップしたということでございますので。法人税の税率云々については、ちょっと私のほうでは御答弁できません。どうも済みません、失礼いたします。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 総トータルでは、今8億とかいうことでしたけれども、前年度比較で6,100万円の増であったというふうに理解していいわけですね。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 23年度と28年度を比較して6,100万円の増になります。以上です。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 最初の法人税の牛久市の減免に始まったのが23年度で、それで28年度と比較ということでのことなんですかね。ちょっとその辺が曖昧で、ちょっと理解しがたいので、もう一度。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 今のその23年度と28年度の比較につきましては、牛久市内に二つある奥原工業団地と桂工業団地に進出している企業が納めた法人税、固定資産税、都市計画税を比較、

23と28の税額を比較した、その差が6,100万円ということでございます。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 今のお話ですと、桂と奥原の工業団地なんですけど、それ以外は全くなかったのか。それと、中小零細というものもあると思うんですが、工業団地に限らずどうなのかという、それと個人事業主ですね。それと、太田胃散も結構増築したんじゃないかと思うんですが、今の中に入っていなかったんですが、これはどうなのかちょっとお尋ねします。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、お名前が出ました太田胃散につきましては、平成27年に指定をさせていただいておりました、29年度から3年間、29年度、30年度、31年度に奨励金を交付するという計画であります。今の税額の比較につきましては、太田胃散の分は含まれておりません。以上です。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 奨励金の対象というのが、新設の場合1億5,000万円以上、そのうち建物5,000万円以上というふうになっておりますので、中小企業に、中小零細企業と今委員さんおっしゃったんですけど、そちらについてはこの奨励金の対象にはなっていないという状況でございます。

○市川委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で議案第54号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第55号牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第55号についての提案者の説明を求めます。商工観光課長。

○大里商工観光課長 それでは、議案第55号牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この条例は、工場立地法に定められている緑化率を緩和する制度を規定した条例でございます。改正の概要ですが、本条例の上位法であります企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法の改正に伴いまして、法律の名称が改正されたため、条例の題名を変更するほか、引用条項及び文言について改正するものでございます。

なお、今回の改正による制度内容の変更はございません。以上でございます。

○市川委員長 これより、議案第55号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。黒木委員。

○黒木委員 この条例ですと、上位法の企業立地に対する環境の、その緑を少なくしてもいいというような緩和策なんですけれども、これに該当するような牛久市の企業というのはあるのか、ないのか、お伺いしたいと思います。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 黒木委員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

今現在、この緑化率の特例を受けている企業というのは、桂工業団地に1社、今工場建設中の株式会社あじかん、こちらでございます。そちら1社になります。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 1点確認したいんですが、以前の改正で、この緑地の確保面積が減少されたんですよね。それが今回も変わらないということかどうかということを確認します。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 そちらにつきましては、前回の改正と同じでございます。この立地法に定められているのは緑化率20%以上のところを当条例で5%以上であればいいということとなっております。それは変更ございません。以上でございます。

○市川委員長 以上で議案第55号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第56号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第56号について、提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○中野環境政策課長 環境政策課中野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議案第56号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）のうち、環境政策課所管の補正予算について御説明をいたします。

歳入ですが、補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

上から2番目の、2段目ですね、款15県支出金、項2県補助金、目2衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金を300万円増額補正するものです。これは、エネファーム設置に対する県の補助金となります。

次に、歳出であります。補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。

下から3段目の款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費、0111地球温暖化対策を推進する、19補助金の環境配慮型機器導入補助金を300万円増額補正するものです。

牛久市では、平成28年度より環境配慮型機器設置に対しまして補助制度を設けております。

今回の補正は、茨城県において家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、エネファームですけれども、の設置に関する補助制度が本年4月1日より制定されたことによりまして、エネファーム1台当たり5万円で60台、300万円の内示を受けましたので、歳入歳出とも増額補正を行うものです。これによりまして、牛久市の1台当たりのエネファームの補助金額が4万円、県が5万円ということで計9万円の補助金となります。以上です。

○市川委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 改めましておはようございます。農業政策課神戸です。よろしく申し上げます。

それでは、当課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

今回補正いたしますのは、歳入1本、歳出1本でございますが、歳入歳出と同額のいわゆるト

ンネル補助となりますので、あわせて御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

上段の款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金、節1農業費補助金25万1,000円でございます。

続いて、歳出でございます。補正予算書の次のページ、10ページ、11ページをごらんください。

下段になります。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金・補助金及び交付金、0102農業や漁業団体の活動を支援する25万1,000円でございます。

この事業は、事業主体がJA竜ヶ崎花き園芸部会となります。内容としましては、園芸用のパイプハウスを建てるもので、既存産地の強化拡大のために施設整備などを支援するものです。補助率は3分の1、全額県補助となりまして市の持ち出しはございません。以上となります。

○市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 建設部の藤田です。

私のほうから一般会計補正予算のうち、エスカード対策室関連の補正予算につきまして御説明をいたします。

補正予算書8ページ、9ページの歳入のところでございます。

下から2段目、款20諸収入、項5雑入、目4雑入、エスカードビル床賃貸料でございます。

こちらは、イズミヤさんから牛久市が賃借している駐車場を含めた地下1階から3階までの床につきまして、ことしの4月1日に牛久市とエスカードビルの管理会社であります牛久都市開発株式会社との間で締結しております賃貸借契約を踏まえまして、今年度歳入が見込めることとなりましたので、2,290万3,000円、こちらを補正をするということでございます。以上でございます。

○市川委員長 建築住宅課長。

○榎本建築住宅課長 建築住宅課榎本です。よろしくお願いたします。

建築住宅課関連の補正予算は2点でございます。

まず、補正予算書資料の10ページ、11ページの一番上をごらんください。

款02総務費、項01総務管理費、目06財産管理費、0107公共建築物を設計し監理する事業、こちらの中で、当初非常勤の建築士を雇うということで予算計上していたものですが、臨時職員として任用したことにより、雇用形態の変更に伴う予算措置として非常勤職員の報酬を減額し、臨時職員の賃金を新たに計上するものです。

報酬302万6,000円が減額、賃金155万2,000円が新規に計上しまして、差額といたしまして147万4,000円の減額となっております。

続きまして、資料の12、13ページの一番上をごらんください。

款08土木費、項05住宅費、目01住宅管理費、0103市営住宅を運営する、こちら市営住宅業務の担当課が社会福祉課から建築住宅課に移行したことにより、当初こちらで計上されて

おりました社会福祉課での業務対応分の1名を減額し、非常勤職員報酬を1名分に減額するものです。253万5,000円の減額となります。以上です。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 下水道課野島です。よろしくお願ひいたします。

議案第56号平成29年度牛久市一般会計補正予算(第1号)のうち、下水道課所管の内容につきまして御説明をいたします。

下水道課所管、歳出のみとなります。ページとしまして10ページ、11ページをごらんください。

一番下の欄になります。款8土木費、項4都市計画費、目2公共下水道費、0101公共下水道事業特別会計繰出金でございますが、後ほど、この後ですね、議案第60号公共下水道事業特別会計補正予算におきまして詳しく御説明いたしますが、公共下水道事業特別会計、こちらの平成28年度決算確定による繰越金の確定及び歳出予算補正に伴いまして、繰出金としまして5,291万1,000円を減額するものでございます。以上でございます。

○市川委員長 これより、議案第56号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひます。秋山委員。

○秋山委員 11ページの0111地球温暖化対策を推進する、このエネファームなんですけども、市の全体の普及率というものはつかめているのかどうか。4月から施行ということなので、現在までの申請台数、それをわかりましたらお教えください。

○市川委員長 環境政策課長。

○中野環境政策課長 それでは御質問にお答えいたします。

昨年の4月1日からになりまして、昨年の実績がエネファームに関しましては53台ということで補助金申請が上がって設置しております。以上です。

○市川委員長 秋山委員。

○秋山委員 済みません、それでは、それ以前のものというものはつかめていないということですか。

○市川委員長 環境政策課長。

○中野環境政策課長 補助金以外の設置した台数につきましては、まだ全体の把握はしておりません。以上です。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくお願ひします。

8、9ページの歳入の部分のエスカートの雑入のところ、もう一度再確認したいんですけど、2,290万3,000円の詳細をもう一度細かく教えていただきたいなと思います。

○市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 お答えいたします。

まず、イズミヤさんから牛久市が借りている床を、牛久市と都市開発株式会社との間で、要するにまた貸ししているという言い方もあれなんですけど、賃貸借契約を結んでおります。定期建物

賃貸借契約ということで結んでおりました、その中で、その契約に基づきまして、今年度歳入が発生したというのは、皆様御存じのとおり、1階に株式会社エコスさんのたいらやさんが入りましたのでそこから賃料が入ることになりましたので、牛久市としての補正予算を計上したということでございます。以上です。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 済みません、再確認なんですけど、先ほど、地下1階から3階までの部分と1回目の説明であったんですけど、じゃなくてエコス部分での2, 200という認識でよかったですかね。

○市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 お答えいたします。

都市開発と賃貸借契約を結んでいるのが先ほど言ったように地下から3階まで全て結んでおります。その中の、今回は1階部分ですね、今委員さんからありましたように、1階部分のところですね、たいらやさんが入ったということで、その歳入があるということで、牛久市分としてこの歳入を計上したということでございます。以上です。

○市川委員長 ほかにはどうですか。副委員長。

○利根川副委員長 もう一度、エスカードのことで。地下のほう入っていないということで、駐車場ですね、入っていないということでもいいのかどうか。

それと、エネファームなんですけど、60台という目標で300万ということなんですけど、今年度、これ補正ですから、補正が成立した後に発生するものだと思うんですが、今年度の部分はどくなっているのかということですね、その点について。

それと、農林水産業費の中での茨城農業改革推進ということで、この中のお金がつきますけれども、結構、県とか国の予算がついて、それがどのように利用されて、そして、言ってみれば営業が、営業というか農業がプラスになったのかということ、それらある程度検証していかないと、なかなかこういう補助金をもらってただばらまいているだけ、悪い言い方をするとばらまいているだけという感じになる可能性もあるので、そこら辺のところをどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 エスカードの御質問にお答えいたします。

今回のこの歳入は、1階の部分のみでございます。1階部分にたいらやさんが入ったということでの賃料が上がるということでの牛久市分の歳入を補正したということでございます。以上です。

○市川委員長 環境政策課長。

○中野環境政策課長 それでは、今年度分のエネファーム関係につきまして御回答いたします。

県のほうの内示がやはり、県もことしの4月1日から要項が設定されまして出しておりますので、今年度分につきましては、今、今回補正を御了承いただければ、さかのぼって、不公平がないようにさかのぼって実際出して、4月から設置している方についても交付するよということ

で今進めております。以上です。

○市川委員長 環境政策課長。

○中野環境政策課長 そうです、申請なされたのは60台でして、昨年の実績で53台ありましたのでちょっと多目の予算をとってあります。ちょっと今年度もやってみないとわからないんですが、予定では60台ということで進めております。以上です。

○市川委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 それでは、農業政策課のほうの御質問にお答えいたします。

ばらまきということで、これに対して補助金の実績、実証をしているのかということなんですけど、今回、補助を出しますのは、部会として出すんですけれども、今まで個人で品種を育てて、どれが合っているとか、どれが合っていないとか、色はどれがいいとかそういったものを各生産者が個々に行っていたものを、今回は部会として1カ所でその品種をどれがいいのか、どういう色を育てたらいいのかと、その優良品種であったりとか、そういった色のバランス、そういったものを一括でやるということで、体制の強化を図っております。

あと、出荷本数なんかも、もともと平成25年度353万本出荷していたものが、花き部会のほうは実際JA竜ヶ崎の中では一番伸びているというか、一生懸命やっているということもありまして、平成28年度は378万本と、今のところ順調に伸びてきていると。消毒なんかも結構経費はかかるんですけれども、今のところ銘柄産地も受けておりますし、こちらのほうを継続していければと思います。

また、農業の補助に関しましては、各補助それぞれ、もちろん実績検証はしておりますので、今後もそういった形で補助していきたいと考えております。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 今のお話ですと、エスカードの、たしか食料品を購入して地下の駐車場で行くとき幾らか割引になるということで、実際はたいらやを利用する人も地下駐車場を利用してそれなりの割引があるということだと、今のお話ですと1階部分だけということなんですけど、そこら辺のところどうなのかちょっとお尋ねをいたします。

それと、エネファームですね、現在、今年度は実際にどの程度来ているのか。それと、今、エネファーム大分安くなってきているんですけれども、この金額とその容量の問題ですね、いろいろあると思うんですけど、そういった制約というのは今回補助金がふえる中であるのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

それと、農業関係なんですけど、確かにこういった形で補助金をふやすということでプラスになるというのは当然だとは思いますが、もう一つは、後継者の問題ですね、聞くところによると梨農家も大分減っているような話も聞きますので、それらも含めて、後継者育成のためにもあわせて感じのものになっていくのが望ましいと思うんですが、ちょっとそこら辺のところも、こういった補助金が出ることによって後継者がふえていっているというような実例があるのかどうか、お尋ねします。

○市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 エスカードの関連の御質問にお答えいたします。

地下の駐車場ということなんですけれども、今、副委員長おっしゃるように、たいらやさんで、あるいは中の専門店で買い物をすると駐車場が1時間無料とか、金額によって2時間無料、3時間無料とあるんですけれども、そういうふうになります。地下の駐車場は、今その契約の中で都市開発株式会社が一応管理するというので、都市開発がビル全体を管理していただいている業者に管理をお願いしているということでございます。以上です。

○市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 失礼いたしました。

駐車場の部分は、都市開発で、今申しましたように、全て管理をいたしております。その中で、たいらやさんからは何がしかのというのは恐らくないということでございます。以上です。

○市川委員長 環境政策課長。

○中野環境政策課長 それでは、エネファーム関係の御質問にお答えいたします。

まず、設置台数なんですけど、最新版を見てこなかったんで申しわけないですが、現在約20台ぐらいは申請でやっております。

それと、設置費用ですね、金額のほうについてですが、エネファームやはり高いですので、100万から120万ぐらいの設置費用があります。ただ、国の補助もありますので、市が4万円、それと県で5万円、国のほうが11万円出るということなので、合わせて20万円ぐらいの補助金は申請すれば出るということになっております。

それと、容量につきましては、これは特に変更というか、ありません。国で出しておりますエネファームの、こういうものに補助金を出しますという機種型の型番があるんですけど、それに合わせてやっておりますので、特にそれは変更ないです。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 その設置費用が高いものから安いものまでであると思うんですけど、それが全部20万円の補助なのかどうかということの、ちょっと確認をします。

それと、たいらやさんが1時間無料ならば、今あそこ1時間600円かな、300円かな、ちょっととめたことないからわからないんだけど、その無料になるということは、結局のところはほかのところ負担しているということになるので、地下1階の駐車場の管理費ということからいけば、無料でとめられるという状況があるならば、それはそれなりにやはりある程度たいらやさんにも負担をしてもらえるのが、向こうは商売でやっているわけですから、都市開発のほうは商売でやっているわけじゃないですよ、駐車場管理は。ですから、そこら辺のところを考えると、今よくわらいような答弁なんですけど、それは明確にしておかないと、ちょっとおかしいんじゃないかなとは思いますが。

○市川委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 それでは、最初の農業に関する質問のほうにお答えいたします。

後継者問題ということで、梨農家が減っているということなんですけど、梨に限らず、スイカ、正直激減しております。ただ、そのかわり、重量作物ということもあるんですけど、スイカをや

っていた方はほぼ、ほぼ、どっちかという小菊のほうに推移しているというのが現状でございます。あと、大きく伸ばしているのは小菊のほかには大根、こういったものが現在ふえているという状況でございます。

若手の農業者に対しましても、スイカは正直利益はほかの作物に比べて大きいんですけども、やりたがらないとか、手間がかかって、24時間、年中無休で管理してますので、どちらかというスイカから敬遠して、小菊であったりとか、大根であったりとか、そういったものに推移しているというのが現状でございます。新規で入ってくる若手の農業者なんかも、大根とか小菊のほうに推移しているのが現状でございます。以上です。

○市川委員長 環境政策課長。

○中野環境政策課長 エネファームの補助金についてですが、国で補助金を出している容量は特になんですけども、機種によってその型番で先ほど言ったとおり、このものについては補助金を出しますというふうになっている機種があるんですね、一覧表、それに基づいていけば設置費用のほうについては補助金のほうを交付するということになっております。以上です。

○市川委員長 建設部次長。

○藤田建設部次長 今のエスカードの駐車場のお話なんですけれども、こちらは都市開発株式会社の方とよくお話をしたいと思います。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。黒木委員。

○黒木委員 今、エネファームが100万から120万ということで、県と市と9万、あとそのほか国のほうが10万で、約20万ぐらいだろうということなんですけど、結構そのエネファームにするということ、そのものがかなりの負担になっているわけなんで、昨年度53台普及はしているものの、やはりきのう、おとといあたりの台風を見ますと、昔は1時間に120ミリとか、そのような雨というのは想定されなかったわけですけども、これも全て温暖化によるものであるというふうに言われているわけなので、もうちょっと市としての負担率を上げるということはどうしたものでしょうね。それは市長あたりのことから答弁もらったほうがいいのか、本当にいろんな面で、今市としても財政難の中で、それにまた負担ということになりますとちょっと問題かなと思いますけれども、市長からちょっとその辺の見解をいただきたいと思います。

○市川委員長 市長。

○根本市長 この補助金は、たしか去年の4月から始めて、この始めるきっかけは、私の先輩の議員さんがやっている会社でございまして、そういう話をいただきまして、こういう時代ですよという話を聞きまして、そういう話で。ただ、補助金も牛久はちょっと低いかという認識ありました。そのときもただ、うちのやっぱり財政規模、つくばさんなんかはちょっと高いんですけど、うちの財政規模とか見たりすればこれが一番の、近隣の見まして、そういうわけで、この単価に設定したところでございます。

この茨城県からもこういう補助金が出たということで、多少設置に関しては拍車がかかるのかなということございまして、台数も最初はたしか金額を決めてそれやっていたので、それから、そういうことで、これからのこの普及に関してCO2削減にどのように寄与するかというこ

とも含めまして、補助金に関しては、確かに茨城県からつけていただいたということは、これは大きな成果かなということでございましたので、これからもいろいろ精査しながら、また補助金のあり方について考えたいと思います。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 本当に、市長も環境に対する思いというのが、財政が厳しい中での今後の課題ということでお伺いしたわけですが、この普及した53台について、一般家庭だろうと思えますけれども、やはり新築の場合なのか、それとも在来で、環境に対する思いの中で53台が普及したのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○市川委員長 環境政策課長。

○中野環境政策課長 それでは、普及状況について御説明いたします。

済みません、ちょっと集計がうまくいっていないんですが、見た感じですと、既設のお宅の、家庭用のお宅が多いです。新築については、そんなには比率的にはありません。やはり敷居が高いのかなとは思いますが。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で議案第56号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第58号平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第58号について提案者の説明を求めます。下水道課長。

○野島下水道課長 下水道課野島でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第58号平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして御説明をいたします。

議案書の6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳出からの御説明となります。

一番下の欄になります。款1下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費、0102下水道行政の企画調整をするの節27公課費でございますが、こちら、過年度分消費税の修正申告に伴う不足分といたしまして、2,637万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入になります。上から2段目の欄をごらんください。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、こちらにつきまして、当初予算におきまして前年度繰越金500万円予算計上しておりましたが、平成28年度決算額確定によりまして、7,928万4,000円を増額補正をし、8,428万4,000円とするものでございます。

こちらの繰越金の増額分7,928万4,000円より、先ほどの歳出の補正の御説明をいたしました2,637万3,000円、こちらを差し引きました5,291万1,000円につきまして、一番上の欄、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、こちらから減額補正とするものでございます。こちらの5,291万1,000円の減額というものが、先ほどの一般会計、議案第56号の繰出金の額と一致するというものでございます。以上です。

○市川委員長 これより議案第58号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 よろしく願います。

歳出についてなんですが、以前伺ったときに、税務署のほうから雨水についてもう一度見直してほしいとのことだったとお伺いしたと記憶しているんですが、その辺についての詳細をもう少し教えてください。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

まず、税務署より申告額についてもう一度確認をされたほうがいいんじゃないですかということでお話がありました。こちらにつきまして、私どものほうで確認をもう一度、再度しようということで、中身のチェックをしたところ、どうも23年度から27年度の事業、これは申告年度としては24年から28年に申告したものでございますが、こちらにつきまして修正の必要があるというふうに判断をしたものでございます。

委員おっしゃられたように、その修正の内容としては、雨水事業に一般会計から繰り入れた繰入金、こちらの部分、こちらの課税、非課税、不課税というような取り扱いがあるんですけども、そちらの部分でちょっと私どもの認識が相違があったということでございます。

今回、修正申告というか、確認をしてくださいというもとになったのが、税務署のほうに確認をしたところ、どうも消費税の5%と8%の入り混じった状況が多くて、公共下水道事業の特別会計、こちらに係る消費税、他自治体のほうでかなりの修正があるというようなお話を聞きました。それで、全自治体の下水道事業特別会計の消費税、これを全て税務署のほうで確認というか、見直しをしたところ、ちょっともう一度確認したほうがいいんじゃないですかというお話をいただいたというところでございます。以上です。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 下水道ね、債務かなりあるわけなんですけれども、今、空き家と新築の関係ですね、人がいなくなると今まで公共下水を使っていたんですけども、使わなくなると、その収入がなくなるというのがあるわけなんですけれども、その辺については今後どういうふうな状態になるのかというのが計算されているのか、ないのかというのをちょっとわかればお伺いしたいと思いますが。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

委員おっしゃられるように、今まで住まわれていた方が、空き家になったという場合には、当然下水道使用料の納付というか、なくなるということで、下水道使用料としての収入につきましては、今後人口が減るに従って減っていくというふうには考えておりますけれども、済みません、今現時点で数字等予測を立ててはおりません。以上です。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 かなりの借金を抱えているわけですから、その辺についてもしっかりとやっていか

ないと、かなり財政の負担になってくるだろうというふうには思うので、ちょっとその辺は今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 そうしますと、下水道の流量がふえたということ、それに対する消費税分が足りなかったということなのか、それとも、先ほどちょっと雨水ということをおられたんですが、その雨水、また、不明水の取り扱い等を含めて、もう少し今回消費税負担分の細かなちょっと内容について、わかればお願ひしたいと思ひます。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

下水道の量がふえたというものではないんです。下水道事業における消費税につきましては、まず下水道使用料として下水道を使われている方から使用料として預かった消費税、こちらから自治体として工事であるとか、経費等として支払った消費税、こちらに一定の調整をしたものを控除した上で納付するというような形になっております。この一定の調整という部分が非常に言葉が正しいかわかりませんが、かなり複雑な調整が必要でありまして、整備工事等の財源として考えられるものが雨水事業においても、汚水事業においても同じですけれども、国庫補助金、下水道の建設債、それと一般会計の繰入金というようなものが財源としては考えられるんですが、こちらの収入について、さらに細かく分類した上で、課税、非課税、不課税というような形で取り扱いをするということで、今回の修正申告におきましては、一般会計繰入金、こちらの修正する一定の調整ですか、をする部分において課税、非課税、不課税という取り扱いについて、ちょっと私のほうの認識が相違があったということで、修正を行うというもので、汚水量とは全く関係ないというものでございます。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 1点だけ確認します。

その利用者には全く関係ないということによろしいでしょうか。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 今回の修正申告について、利用者の使用量云々というのは関係ございません。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で議案第58号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第59号土地取得についてを議題といたします。

議案第59号について、提案者の説明を求めます。都市計画課長。

○山岡都市計画課長 都市計画課山岡です。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、議案第59号土地取得につきまして御説明いたします。

取得する用地は、牛久運動公園の借地用地であり、牛久市下根町字笹ノ台1430番4、外7筆で、合計1万712平米であります。

内訳につきましては裏面の買収一覧のとおりでございます。

土地所有者は3名であり、取得価格は合計で9,447万9,840円であります。

本件は、牛久運動公園敷地の賃貸人より賃借人である牛久市に対し土地の売却の申し出があり、平成27年度より3カ年に分けて取得しているもので、今回が最終年となります。牛久運動公園を安定的に運営するため借地している用地を取得するものでございます。以上です。

○市川委員長 これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。副委員長。

○利根川副委員長 最終的な確認なんですけど、これで全ての運動公園の用地というのは取得できるのか、それとも残っているのか、また、買収をするに当たって、相続の問題というのがいろいろ絡まってくると思うんですけど、そこら辺のところちょっとどうなっているのか確認をしたいと思います。

○市川委員長 都市計画課長。

○山岡都市計画課長 それでは、御質問のほうにお答えいたします。

運動公園、全体面積ですね、こちら、28年度末で隣接します調整池等を含めた面積では、20万3,052.13平米あります。現在、借地面積が8万9,648平米、市有地が10万3,404.13平米となっております。ですが、借地率として44.15%、市有率としては55.85%となっております。今回買収が完了、今回御承諾いただきまして完了した状況になりますと、借地率が38.87%、市有率が61.13%ということで、まだ借地のほうは残る状況となります。相続等、今後相続等を含めまして、買い取り希望ですね、売却の申し出というものがあることも想定されます。また、借地契約の中でも、そういう買い取りの申し出ができるというような条項が含まれております。以上でございます。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 これから買収する可能性がある場合について、その土地の登記の移転の問題ですね、以前ほかのところであった学校用地を暴力団が所有するような状況というのもあって、相当新聞ネタになってもめた経緯もあります。やはり借地したときは全く問題なかったとは思いますが、その後も含めて、ある程度公共用地について今後の問題にならないような形での地主との折衝というのはどのようにかしていくべき必要があると思うんですけど、その点についてどうなのかわちよっとお尋ねしたいと思います。

○市川委員長 都市計画課長。

○山岡都市計画課長 先ほども御説明させていただいたように、現在の土地賃貸借契約書、こちらを締結しているわけですが、こちらの中でも、第三者に売買、その他の場合はもちろん賃借人であり市に対して、まずこちらのほうにお話をいただくことになっておりますので、そういった第三者的なところに売却はされない状況となっていると認識しております。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 いえ、地主が借金をして、そのカタにそれを入れるという、その補償として入れるという、以前は鎌倉街道でもそういう事例があって、なかなか工事が進まなかったことも

あると思うので、実際は地主のものであっても、借金を重ねて、その暴力団関係者の差し押さえみたいな方向に行く可能性というのも考えられるので、ある程度用地買収については、これからあとまだ30%以上あるわけですね、そういった点についてはもう少し地主さんともお話ししていく方向というのはある程度続けておいたほうがいいんじゃないか、向こうから言ってくるまで待っているというのではなくて、その点についてもうちょっと確認したいんですが。

○市川委員長 都市計画課長。

○山岡都市計画課長 その件につきましては、今後また借地契約は続くことにはなと思うんですが、こちらのほうからも状況を確認しながら、その売買の状況を確認して、そういったところでお話のほう進めていきたいと思います。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で議案第59号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第60号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第60号について提案者の説明を求めます。下水道課長。

○野島下水道課長 それでは、議案第60号工事請負契約の締結について御説明いたします。

本件は、下町第3雨水幹線管渠布設工事について、工事請負契約を締結するものでございます。工事の内容につきましては、牛久市公共下水道事業計画に基づきまして、みどり野行政区周辺の約44.6ヘクタール、こちらの雨水対策としてみどり野第1児童公園西側、南一丁目地内の道路内、こちら2枚めくっていただきますと位置図のほうを載せてございます。こちらの道路内に2メートル掛ける2メートル、縦横2メートルの雨水管渠82メートルを整備するものでございます。

去る8月2日に一般競争入札を執行し、樋口・桂特定建設工事共同企業体が1億9,500万4,800円で落札したものでございます。以上です。

○市川委員長 これより議案第60号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしく申し上げます。

積算額、設定額、予定額の金額の差が余りないというか、ぴったり額なんですけど、ちょっとこの辺細かく御説明いただきたいというのが1点あります。以上です。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

まず、設計額、予定価格、こちらにつきましては、基本的には県、茨城県で出しております設計の歩掛かり、こちらを利用というか、使わせていただいて、私どもで積算をしているということでございます。非常に実際の工事に必要な額に精度高く積算できているのではないかと考えておりますが、落札価格につきましては、ちょっと申しわけございません、入札なので私のほうではちょっとわかりかねるというところでございます。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。甲斐委員。

○甲斐委員 済みません、その落札価格とのじゃなくて、積算設計、予定は、これA、B、Cとあるんですけど、この金額差は元来ない、余りこのまま行くものなんですかね。ちょっと私不勉強で申しわけないですけど、ここ、ちょっと普通、前後差はないでしょうか。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、県の歩掛かりのほうを使わせていただいていますし、材料につきましても県で公表されているものについては県の単価、そこに載っていないものについては公共の単価というような形で、可能な限り公になっているものを使っておりまして、設計額、既に私どもで積算した時点で精査ができていうふうに考えておりますので、積算額、設計価格というのはまず同じものがございます。予定価格についても十分精査ができていうふうに判断をしておりますので、同じ価格ということになっているというふうに御認識いただければと思います。以上です。

○市川委員長 ほかにはありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は、挙手により行います。

まず、議案第54号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

それでは、再開いたします。

次に、決議案第3号駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議についてを議題といたします。

決議案第3号について、意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 この受動喫煙に対することは、本当にもっともっと国のほうもこの対策を、その法案をつくるというふうにはなっておりますけれど、この駅前を含むというふうな、今現在、東口駅前におきましては、隅のほうに昔公園があった、隅のほうで喫煙しているわけで、牛久の場合、ある一定の公共の施設において分煙ということがなされていると思うんですけども、さらなる公共施設等の受動喫煙対策というふうになっているわけなんですけれども、どのようにしろというのか、この具体策が述べられていないということで、この決議に対して、ここにおられる甲斐さんですか、が賛成者ということなので、この辺について御意見をちょっと伺えればと思います。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 よろしく願います。

僕も煙草吸うんですけども、煙草を吸う権利もあると思うんですけど、煙草を吸わない人は煙草を吸った煙が本当に害であると思ってるんです。これで賛同したんですけど。今の御質問の、その具体的案となると、例えばですけど、風下25メートル先からでも受動喫煙が確認できているという事例もあるので、例えばより高い壁をつくるとか、完全に分煙化をしていくことを求めていくことを趣旨でうたっているんだと思いますので、具体案はこれ、書かないとまずいんでしょうかね、逆に。その辺も逆にお聞きしたいんですけども。お願いしたいと思います。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 先ほど申しましたように、公共の施設におきましては、例えば市役所を例にとりまして、平成何年だったかね、一応私が議会で、市の職員たちが今の、現在の喫煙場所ですというような、もう既に分煙ということになっているわけですね。公共の施設をずっと想定してみましても、大体は、駅ということでもさっき言ったように隅のほうに喫煙所があるわけですね。だから、東口も西口も、あとひたち野うしくのほうもあるわけなんで、だからどういうふうにするのかなということがやはり、もう既に分煙という形はとっているんで、今、この賛同議員というか、賛成議員の甲斐委員がおっしゃるように、高い塀を設けなさいっていうのはちょっとなかなか予算措置も必要なことでもありますし、だから、その辺がね、ちょっとやはり決議という以上はやっぱり具体策を持ちながらやっていかないと、今おっしゃるように喫煙する方にだってやっぱり喫煙する権利はあるわけですから、それが周りの人たちに煙で迷惑をかけるということなので、今現在、そんなふうなことは言われていないし、国のほうの法整備の中で、これは十分に含まれていくのではないかというふうに考えておりますが、その辺につきましてはこの山本議員

がいるから、山本議員に聞いたほうがいいのかな。山本議員、その辺につきまして。（「勝手に
はできない」の声あり）できないの。ああ、そうか。じゃあ委員長。じゃあちょっと待ってくだ
さい。甲斐委員。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。

一応、決議案のこの書面のほうには公共施設等、牛久においても駅前を含む公共施設等という
形で、駅に限定している話ではないと思うんです。なおかつ、高い塀は駅の話であるんですけれ
ども、例えばですけど、今、公共施設の状況として、敷地内禁煙、小中学校はもちろんなんです
けども、今いただいている資料の話なんですけども、幼稚園や児童クラブ、子育て広場、自然観
察の森等で22カ所、建物内禁煙箇所として市役所、福祉センター、生涯学習センター、図書館、
運動公園とあるんですけど、その高さだけじゃなくて、その距離感と交通動線といいますか、人
の動線のほうも受動喫煙対策としてはとらないといけないということも含めまして、その辺の、
どこにその喫煙スペースを置くかということも含めてのこの決議案という形で受け取っていただ
きたいなと。まあ、駅前という前提がありましたけど、今上げました運動公園等は、31年開催
の国体も控えという部分で、そういういろんな人がいることを考えると、対策をとっていかない
といけないんじゃないかなということでは賛同ですか、賛成議員として名を書かせていただき
ましたので、その辺の御理解をいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○市川委員長 秋山委員。

○秋山委員 この駅前を含む公共施設等って、受動喫煙対策を求める決議、もうこれは国も、厚
生労働省のほうからの提案をなかなか法律として定めることができないという、大きな、難しい
問題になってきていると思います。ただ、牛久市にとっては、駅前もJ Tが喫煙場所をそれなり
に設置をしている。庁舎内においても、また敷地内においても禁煙、分煙をしている。一般の店
舗、飲食店に関しても、牛久市はそれなりに条例をつくって、シールみたいなものもつくって、
分煙、または喫煙場所、禁煙のお店を設定している。それなりに市としてはこの分煙、その受動
喫煙に対しての対策はしてると思います。教育現場においても、先日運動会がありました。学校
の敷地内においては禁煙となっておりますけど、一歩外、本当に門を出たその門の脇で喫煙をしてい
る。でも、それに対して学校は何も言えない。もう言ったらば、もう喫煙者からもうすごいブー
イングを受けて、大変な目に遭う。だから、学校長もはっきりとして喫煙ということは父兄に対
して言えないというのが現状だと思います。そういうのもひっくるめると、本当にこうだってい
うことはなかなか言えない難しさもあると思うんですね。ですので、やはりまだまだ検討の課題
の余地があるということで、まず今あるものからさらなる受動喫煙対策を行えるような、みんな
で知恵を絞って、みんなが一体となって考えていかなくはいけない問題ではないかと私は考え
るので、まずその一歩として、この決議はいいのではないかと、賛成の立場で述べさせていただ
きました。

○市川委員長 ほかにはどうですか。副委員長。

○利根川副委員長 受動喫煙の問題、特に運動公園、あの広い中で、どこで吸うのかという問題

もあるし、サッカー場もあるし野球場もあるし、なかなか難しいと思いますし、じゃあ公共施設でないところを歩いて煙草を吸っている人とかというのもあるし、いろんなところでの受動喫煙というのがあると思うんですね。それで公共施設で言えば、もう大分前にはなりますけれど、公共施設でロビー等に灰皿、前置いてあったんですね。今置いてないですよ。その当時、齋藤 勉教育長のころかな、灰皿で下から空気を吸うような灰皿ってありますよね。あれを全部公共施設に置くという予算を出してきたときに、それはもう受動喫煙等を含めてまずいだろうということで、その予算を撤回して一つも入れなかったんですね。公共施設は全館禁止になりましたね、その当時から。ですから、少しずつ物事を進めるには進めているところであるので、ただ、今あそこ、生涯学習センター、中央のほうですか、あそこの入ったところの左側のほうにありますけれど、あとそのほかどこを考えられるかという、なかなか難しいですね、どこを公共施設、受動喫煙ないようにするのかという、考えられるのは駅ぐらいかな。でも、いろんな人が通るし。あとは、東口のJTがつくった喫煙にしても、屋根がついていないので、雨が降るとトイレの前でみんな吸うんですね。そうするとこれ自体も問題だし、市長に言ったら、そんなのJTがやるもんだっていう話だそうなんですけど、いろんなところでその問題になるし、特に公共施設等については、やはりJTのほうの考え方を聞くというのがあれじゃないかなというの。今考えられるところで受動喫煙等の問題で行きますと、その喫煙場所をつくるということになると、相当の箇所が必要に、金額が必要になってくるというふうに思うんですね。ですから、なかなかこの点には難しいと思うんですが、受動喫煙を抑えるという点についてはやむを得ないというふうには思っております。

○市川委員長 よろしいですか。というか、ちょっと待ってください。池辺委員。

○池辺委員 もう今、皆さん意見を言って、私も本当に同じようなことなんですけど、私、以前飲食業でレストランにずっと勤務を、もう30年近く勤めたんですけど、東京と茨城に来て両方で。そういった中で、やはり初め入った当初は本当に煙草吸う方かなり多かったです。今はもう、数年前から本当に分煙とかいろいろな形で推し進められてきて、今もう時間帯は吸えないようなレストランも多々あるような状況です。今、駅のほう、本当に先ほど秋山委員のほうもおっしゃってましたけど、JTのほうで本当に喫煙場所をつくっていただいて、あれはあれで本当にJTのほうもやってくださっているという部分は私も本当によくわかりますが、皆さんもここにいる方はやはり、皆さん委員の方、市議会議員などでいろんなところに視察や何かに行つて、おわかりになるかと思いますが、もう大きな、例えば都市に行くと、やはり高い屋根とか、きちっとした形の壁があったり、屋根があったりして、本当に雨の日でもそこで喫煙をしたりして、本当に分けてあるところがあるので、牛久は本当にこれからやはり茨城ゆめ国体なんかもあって、もう牛久にも来て、もしも本当に日本遺産とかシャトーがとれたら、本当に看板の玄関口になると思う東口とか、ひたち野うしくの駅ですか、そういったところは本当にそういった対策をきちっとしていただかないと、私は牛久市、茨城県がちょっと笑われてしまうんじゃないかなと思う観点からも、この案には賛成させていただきます。以上です。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 補足じゃないんですけども、補足なんですけど、喫煙の喫煙者と吸わない方、受動喫煙の対策を求める決議案であって、煙草を吸うため、吸う方の、例えば建物を措置を求めるとかじゃなく、も含めてなんですけど、あくまで受動喫煙対策なることを行うことを求める決議なので、その辺を理解いただきたいなと思っているんですね。というのは、例えばですけど、東京都区内だともう駅周辺は禁煙で過料区域とかもあるんですよ。だから、そこまで牛久市ができるかどうかというのわからないんですけど、秋山委員が先ほどおっしゃったように、社会問題としてこれはもうやっていかなければいけない、吸わない人、吸う人、両方の権利の主張もあると思いますので、その辺も酌んでいただいて、あくまで受動喫煙対策を行うように求める決議というニュアンスで、皆さんの御理解をいただければと思います。具体的に、だから、これをこうしようとか、ああしようというのは、今現時点で何か出せるかと言いますと、僕、勝手に言っちゃいますが、今これですというはなしではなくて、あくまで対策を行う決議ということで御理解いただきたいなと思います。以上です。

○市川委員長 そうですね、大体委員の皆さんの意見は出そろったと思います。基本、喫煙は、これ一人一人のマナーだと思います。確かに私も以前煙草を吸っていましたが、でも、やめましたけど、やめてから思ったんですが、車の中がやめた途端に全然違うと。やっぱり喫煙者の方が乗るともうにおいすごいなというのがよくわかります。ですから、受動喫煙をしなければ、やはりないほうがいいのは、もちろん決まっているので、その一步としてどうかということの、甲斐委員は賛成者ということで、意見が述べられたと思いますので、皆さんその点は理解なさっていると思いますので、以上でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 なければ、以上で決議案第3号についての意見を終結いたします。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、決議案第3号について採決いたします。採決は挙手により行います。
決議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手多数であります。よって、決議案第3号は原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。
これもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午前11時26分閉会